

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	一
告示		
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(廃棄物対策課)	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
県営土地改良事業変更計画の縦覧	(同)	二
保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
道路の供用開始	(道路課)	四
都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
土地改良区役員就任及び退任の届出(二件)	(北部地方振興事務所)	四
土地改良事業計画変更の適当の決定(四件)	(同)	六
選挙管理委員会		
政治団体の届出		七
政治団体の届出事項の異動届		七
政治団体の解散届		七
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		七
正誤		
宮城県公報第二一六〇号中		八

規則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県立仙台高等技術専門校の項中

ファッションビジネス科	二〇人	二〇人
ファッションビジネス科	二〇人	二〇人

ファッションビジネス科

一〇人

一〇人

に、

造園科

二〇人

二〇人

六月

を

造園科

二〇人

二〇人

六月

に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告示

○宮城県告示第八百七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社タイワコスミックミリュー

- 2 所在地 宮城県黒川郡大町鶴巣大平字谷津沢一番三十四番地の一
- 3 代表者の氏名 代表取締役 陰山 豊
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県黒川郡大町鶴巣大平字谷津沢一番三十四番地の一、宮城県黒川郡大町鶴巣大平字谷津沢二番二十八番地の一及び二十八番地の二
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破砕施設及び木くず又はがれき類の破砕施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類及び木くず
- 五 申請年月日
平成二十二年八月二十日
- 六 縦覧場所等
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
2 縦覧期間 平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
七 意見書の提出期限等
1 提出期限 平成二十二年十月二十八日
2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百七十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十二年九月十四日

事業所番号 ○四一五四〇〇八四五	事業所の名称及び所在地 西多賀そらまめ 仙台市太白区西多賀 一丁目二十三、二 十九	施設障害福祉サービスの種類 児童デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ワーク イズコープ	指定年月日 平成二十二年 十月一日
---------------------	---	---------------------------	-------------------------------	-------------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営名鱈地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十二年九月十四日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで
- 三 縦覧場所
涌谷町役場

○宮城県告示第八百八十号
県営金生地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十二年九月十四日

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市一迫真坂字真坂寺東五七の一・五七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
五七の八、一迫北沢入の沢二三の二七、一迫北沢金沢二七の一、二七の五一、築館字荒田沢四一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

二 平成二十二年九月三日
商号又は名称等

日経・ビジネス・	有限会社網田木 工所 豊次	大崎市古川北稲葉三丁目十二、十九	般、十七 第一万二千五 百九十号	全部廃業 一般建設業 建設業	平成二十二年 八月十一日
株式会社丸久 阿部 眞弓	株式会社渡辺工 務店 清輝	仙台市青葉区荒巻本沢 二丁目十一、三	般、十九 第五百三十八 号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 とび・土工事業	平成二十二年 八月十日
株式会社光和工 業 眞弓	株式会社鐵工建設株 式会社 英公	名取市増田字北谷百四 十五	般、十九 第一万三百六 十二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 八月四日
株式会社日昇工 業 修一郎	相沢 鐵工建設株 式会社 英公	仙台市宮城野区岩切二 丁目三、三十六	般、十九 第一万七千七 百号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	平成二十二年 八月六日
網田 豊次	相沢 鐵工建設株 式会社 英公	大崎市古川北稲葉三丁目十二、十九	般、十七 第一万二千五 百九十号	全部廃業 一般建設業 建設業	平成二十二年 八月十一日

サポート株式会社 株式会社峰翔 義輪 忠剛	目十・三十三 三・二十一	第一万七千八百八十二号 般十九千八百三十三号	一般建設業 土木事業 とび・土工事業 全部廃業 土木建設業 とび・土工事業 鋼構造物工事 ほ装工事 水道施設工事	八月六日 平成二十二年八月九日
-----------------------------	-----------------	---------------------------	--	--------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	登米市登米町登米字寺池前舟橋二九番一地从先から同市同町登米字寺池桜小路六番地先まで	平成二十二年九月二十日
県道	石森登米線		

○宮城県告示第八百八十四号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 成田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西向土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所
所長 高 橋 幸 夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年八月十九日	狩野 俊幸	栗原市栗駒沼倉中田二十二番地	理事
平成二十二年八月十九日	加瀬谷 俊昭	栗原市栗駒沼倉馬場二十五番地	理事
平成二十二年八月十九日	菅原 菊夫	栗原市栗駒沼倉滝ノ原二十五番地	理事
平成二十二年八月十九日	芳賀 徳光	栗原市栗駒沼倉反目二番地	理事
平成二十二年八月十九日	遠藤 義一	栗原市栗駒沼倉中塚四十七番地	理事
平成二十二年八月十九日	鈴木 秀一	栗原市栗駒岩ヶ崎四日町二十二番地	監事
平成二十二年八月十九日	佐藤 睦夫	栗原市栗駒沼倉桑畑三十番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年八月十八日	狩野 俊幸	栗原市栗駒沼倉中田二十二番地	理事
平成二十二年八月十八日	加瀬谷 俊昭	栗原市栗駒沼倉馬場二十五番地	理事
平成二十二年八月十八日	菅原 菊夫	栗原市栗駒沼倉滝ノ原二十五番地	理事
平成二十二年八月十八日	芳賀 徳光	栗原市栗駒沼倉反目二番地	理事
平成二十二年八月十八日	遠藤 義一	栗原市栗駒沼倉中塚四十七番地	理事

平成二十二年八月十八日	鈴木 秀一	栗原市栗駒岩ヶ崎四日町二十二番地	監事
平成二十二年八月十八日	佐藤 睦夫	栗原市栗駒沼倉桑畑三十番地	監事

○宮城県告示第八百八十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員
 の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所
 所長 高橋 幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年八月三十日	熱海道良	栗原市一迫柳目字沖柳十六番地一	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤綱芙	栗原市一迫字嶋跡寺下三番地一	理事
平成二十二年八月三十日	田代 實	栗原市一迫真坂字八幡十八番地	理事
平成二十二年八月三十日	菊池忠継	栗原市一迫字嶋跡内の目後三十二番地一	理事
平成二十二年八月三十日	齋藤政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成二十二年八月三十日	高橋昭治	栗原市一迫狐崎大坂浦二十七番地一	理事
平成二十二年八月三十日	小野寺通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤則明	栗原市一迫柳目字天王下七十五番地	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤重美	栗原市一迫字中小僧三十八番地	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤均	栗原市一迫字土川十五番地	理事
平成二十二年八月三十日	阿部 敏	栗原市一迫北沢大沢十一番地	理事

二 退任した者

平成二十二年八月三十日	佐藤市雄	栗原市一迫字清水目日照七十八番地	監事
平成二十二年八月三十日	佐藤周哉	栗原市一迫北沢類子三十六番地	監事
平成二十二年八月三十日	狩野和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事
平成二十二年八月三十日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成二十二年八月三十日	後藤伸平	栗原市一迫柳目字曾根大干泥二十九番地	理事
平成二十二年八月三十日	佐藤 榮	栗原市一迫真坂字広川原三番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年八月二十九日	遊佐喜美夫	栗原市一迫柳目字曾根中田三百六十八番地	理事
平成二十二年八月二十九日	曾根 裕	栗原市一迫真坂字広川原十番地	理事
平成二十二年八月二十九日	熱海道良	栗原市一迫柳目字沖柳十六番地一	理事
平成二十二年八月二十九日	佐藤綱芙	栗原市一迫字嶋跡寺下三番地一	理事
平成二十二年八月二十九日	田代 實	栗原市一迫真坂字八幡十八番地	理事
平成二十二年八月二十九日	菊池忠継	栗原市一迫字嶋跡内の目後三十二番地一	理事
平成二十二年八月二十九日	齋藤政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成二十二年八月二十九日	高橋昭治	栗原市一迫狐崎大坂浦二十七番地一	理事
平成二十二年八月二十九日	小野寺通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成二十二年八月二十九日	佐藤則明	栗原市一迫柳目字天王下七十五番地	理事
平成二十二年八月二十九日	佐藤秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成二十二年八月二十九日	佐藤重美	栗原市一迫字中小僧三十八番地	理事

平成二十二年八月二十九日	佐藤 均	栗原市一迫字土川十五番地	理事
平成二十二年八月二十九日	阿部 敏	栗原市一迫北沢大沢十一番地	理事
平成二十二年八月二十九日	佐藤 多賀志	栗原市一迫字清水目日照八十八番地	監事
平成二十二年八月二十九日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成二十二年八月二十九日	狩野 和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事
平成二十二年八月二十九日	佐藤 周哉	栗原市一迫北沢類字三十六番地	監事

○宮城県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、大崎土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、加美町役場、美里町役場

○宮城県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、江合川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、美里町役場、涌谷町役場、栗原市役所

○宮城県告示第八百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、涌谷町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場、美里町役場、石巻市役所

○宮城県告示第八百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、志田郡桑折土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、美里町役場

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十二年九月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名

加藤けんいちを囲む 伊藤 和哉 向谷地敏和 仙台市青葉区中央四・一・六

会 平成二十二年八月十六日

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年九月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

公明党仙台青葉総支部 石橋 信勝 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区小松島二・一三・二八 日町一四・一四 平成二十二年八月二日

公明党宮城県本部 同 同 仙台市若林区新寺五・九・二〇 日町一四・一四 平成二十二年八月二日

自由民主党七ヶ宿町支部 高橋 茂美 代表者 高橋 茂美 梅津 輝雄 平成二十二年八月二日

同 同 主たる事務所の所在地 刈田郡七ヶ宿町字柏木山六四 田中道上二三 平成二十二年八月二日

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

公明党を励ます宮城県民の会 杉岡 広明 主たる事務所の所在地 仙台市若林区新寺五・九・二〇 日町一四・一四 平成二十二年八月二日

くまがい大後援会 菅井 茂 同 仙台市宮城野区小宮一・一〇・二一 宮城野一・四・二八 平成二十二年八月十八日

幸福実現党仙台後援会 小田島正彦 代表者 小田島正彦 西本 篤 平成二十二年八月二十五日

○宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十二年九月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日

宮城創恵会 田畑 弘 平成二十二年七月三十日 平成二十二年八月二日

○宮選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年九月十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 宮城創恵会
報告年月日 平成22年 8月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

正 誤

○宮城県公報第二一六〇号(平成二十二年五月二十八日付け)中

ページ 段

三

下

行

五

正

気仙沼市本吉町

誤

本吉郡南三陸町